

2.本会からの連絡事項

	資料名称	担当	ページ数
1	1・入会届に関する様式の改定に伴う事前相談について	総務部	
2	2-1・神奈川県収入証紙の廃止について 2-2・他会における丁種封印受託業務の停止について	運輸警察部	1 1
3	3・経営事項審査申請の郵送対応廃止について	建設環境部	4
4	4・各自治体における「お悔みハンドブック・ガイドブック」の発行状況及び記載内容について	民事法務部	15
5	5・行政書士ADRセンター神奈川の利用に関する周知ご協力をお願い  6.企画部 9/4 2枚 7.総務部 9/4 2枚	行政書士 ADRセンター 神奈川	4

3.議題

- (1)今期の行政書士制度広報月間の取り組みについて
- (2)今期の研修会開催予定及び開催結果について
- (3)今期の支部福利厚生活動について
- (4)その他

4.その他

・会費未納者一覧

・次回支部長会の日程 令和 6年 10月 日 ( ) 本会大会議室

## 神奈川県収入証紙の廃止について

令和6年7月26日時点では、神奈川県からの公式発表はありませんが、令和6年6月21日神奈川新聞に下記記事の掲載がありました。

来年3月には県内警察署での証紙の販売が廃止され、来演9月末までに証紙の販売が全面的に廃止され、令和8年3月末には証紙の利用終了を予定しているとの情報もあります。

**廃止方針の収入証紙  
来年9月末で販売終了**

県警祐治知事は20日の県議会本会議で、廃止する方針の収入証紙について、2025年9月末までに販売を終え、26年3月末の利用を終了を目指す考えを示した。キャッシュレス決済に移行し、県民の利便性向上を図る。

収入証紙は運転免許証や

パスポートなどの申請にかかる手数料の納付に利用されている。県によると、収入証紙は1964年に導入し、現在は557種類の手数料と使用料の納付で使われている。

キャッシュレス化に当たり、申請窓口にはクレジットカードや交通系ICカードなどが利用できる決済端末を順次設置する。収入証紙による収納の約6割を占める運転免許証は、手数料の収納方法を県が独自に決められることが明らかになり、キャッシュレス化が可能になったという。キャッシュレスに対応できない人のために、新たにコンビニでも手数料を支払えるようにする。

県民や事業者には県の広報媒体や事業者団体を通じて、収入証紙に代わる支払い方法や利用期限を周知する。販売所などに残った収入証紙については、換金などの案内を行うという。

自民党の市川和広氏の代表質問に答えた。

(中西 悠)

## 他会における丁種封印受託業務委託の停止について

下記通知は、当会運輸警察部より当会丁種会員に送信したメールです。

実際に、丁種封印受託業務が停止された例がありますので、当会においても、細心の注意をもって封印取付け業務に取り組まれるよう、注意喚起をお願いいたします。

自動車封印取付け業務取扱者各位

\*本通知は、BCCにて送信しております

自動車封印取付け業務につきまして、  
鳥取県行政書士会丁種会員との再々委託および再々受託の両方を、  
下記の期間、停止していただきますようお願いいたします。

停止期間： 令和6年7月8日（月）～令和6年7月26日（金）（※1、※2、※3）

停止内容： 鳥取会丁種会員からの再々委託および再々受託の両方（※4）

- ※1 停止期間前に受領した丁種封印の施封は、令和6年7月7日（日）までに完了して下さい（厳守）。
- ※2 令和6年7月7日（日）を過ぎますと、令和6年7月27日（土）まで施封できません（厳守）。
- ※3 お客様の要望等に施封が間に合わない可能性がある場合は、再々委託も再々受託もしないで下さい（厳守）。
- ※4 封印の受領を含まない施封のみの再々委託、再々受託も含まれますのでご注意ください。

### 停止に至る経緯

鳥取会における丁種封印業務に関し、  
不適切な事案が、以前より散見されたことに加え、最近にも短期間に連続して発生したことから、  
鳥取運輸支局が鳥取会の丁種封印に関する指導・管理体制を問題視したことを受けて、  
鳥取会が、鳥取運輸支局との相談の上、丁種封印受託業務を一定期間、自主的に停止したため。

当会丁種会員の皆様におかれましては、  
行政書士への社会的信頼を損なうことのないよう、  
法令・規則等の遵守の重要性を自覚し、  
細心の注意をもって自動車封印取付け業務に取り組まれますよう、  
よろしくお願い申し上げます。

2024/06/28

神奈川県行政書士会

運輸警察部長 大道 栄徳

## 経営事項審査（経営規模等評価・総合評定値請求）

経営事項審査についてのページ

### 郵送受付の廃止について(令和6年8月1日更新)

郵送受付については、令和6年7月31日收受分をもって廃止しました。今後は、対面受付または電子申請のご利用をお願いいたします。対面受付及び電子申請については、それぞれ次のリンク先をご覧ください。

[対面受付の開始について](#)

[建設業許可・経営事項審査の電子申請について](#)

また、本年には、2年に1度、一定期間のみ受付を行う、競争入札参加資格申請の定期申請の受付の実施が予定されています。これに先立ち行う経営事項審査の申請にあたっては、余裕をもって申請いただくようお願いいたします。結果通知書の送付を急いでほしい等の問合せ・要望については、審査遅延の原因になり、円滑な行政手続きの妨げとなるため、お応えできません。

なお、申請の際は次のリンク先の注意事項（対面受付・電子申請共通）を必ずお読みください。

[注意事項](#)

### 対面受付の受付日について(令和6年7月2日更新)

令和6年度8月から（令和7年）3月までの対面受付の受付日の予定をこちらに掲載しました。

（なお、令和6年度8月から受付時間が変更になりますので併せてご確認ください。）

### 経営事項審査（経営規模等評価申請・総合評定値請求）の手引き（令和6年5月31日版）について(令和6年5月31日更新)

建設業法施行規則の改正（令和5年1月1日施行等）を反映した、「経営事項審査（経営規模等評価申請・総合評定値請求）の手引き（令和6年5月31日版）」を作成しました。

手引きは、次のリンクからダウンロードして、申請前にご一読ください。

- [経営事項審査の手引き（令和6年5月31日版）表紙からp16まで（PDF：2.814KB）](#)
- [経営事項審査の手引き（令和6年5月31日版）p17から裏表紙まで（PDF：9.658KB）](#)

また、次の書類の様式を一部変更しましたので、申請の際はこちらの様式をご利用ください（旧様式にて申請いただいた場合でも受付可能です）。

- [経営事項審査申請書 提出前確認票（令和6年5月31日版）（エクセル：29KB）](#)

### 対面受付の開始について（令和6年5月2日更新）

よくみられてい

公私合同説明・

新型コロナウイルス  
のすし方

教員採用

海岸・港湾監視  
開

最低賃金のお知

県の広報

神奈川県公



かなチャ

神奈川県では、経営事項審査申請について、令和6年5月7日から対面受付を開始します。

また、郵送受付については、令和6年5月7日～7月31日を移行期間とし、令和6年7月31日取受分をもって廃止する予定です。【**追記 令和6年7月31日取受分をもって廃止しました**】

対面受付の概要は次のとおりです。

<p><b>受付日</b></p>	<p>令和6年度の受付日は次の添付ファイルの予定表のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 経営事項審査対面受付 受付日（5～7月予定）（PDF：68KB）</li> <li>令和6年度 経営事項審査対面受付 受付日（8～3月予定）（PDF：83KB）</li> </ul> <p>※金曜日は申請者代理人（行政書士）による申請の受付日とさせていただきます。申請者本人による申請をご希望の方は、火曜日にお越しください。</p>
<p><b>受付時間</b></p>	<p>【令和6年7月まで】 11時30分から16時（受付日が金曜日の場合は15時）まで ※受付は先着順です。11時30分に番号札を設置しますので、1社1枚札を取って、番号が呼ばれるのを待ちください（金曜日は1事務所につき5社（5枚）までまとめて取ることができます。）。 ※審査は13時から開始します。</p> <p>【令和6年8月から】 午前審査分：8時45分から11時まで ※審査は9時から開始します。 午後審査分：11時30分から16時（受付日が金曜日の場合は15時）まで ※審査は13時15分から開始します。 ※受付は先着順です。受付開始時間に番号札を設置しますので、1社1枚札を取って、番号が呼ばれるのを待ちください（金曜日は1事務所につき5社（5枚）までまとめて取ることができます。）。</p>
<p><b>受付場所</b></p>	<p>かながわ県民センター4階経営審査会場（フロアの地図（PDF：35KB）） （神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類等は郵送受付の場合と同様です。提示書類の代替書類についても、確認書類と同様に写しを提出してください。</li> <li>経営審査会場にお越しいただきましたら、番号札をお取りいただき、番号が呼ばれるのを待ちください。</li> </ul>
<p><b>受付方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付方法に係るご不明点等については、経営審査会場内の係員にお尋ねください（12時から13時については係員は不在にします）。</li> <li>収入証紙の販売所については次のとおりです。  神奈川県収入証紙販売所のご案内  ※経営審査会場と同じフロアにも販売所があります（フロアの地図（PDF：35KB））。</li> <li>対面受付に係る問合せは、対面受付実施日をお願いします。</li> <li>受付当日の混雑状況によっては長時間お待ちいただくことになる可能性があります。電子申請の利用もあらかじめ検討ください。  建設業許可・経営事項審査の電子申請について</li> </ul>
<p><b>注意事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請には、申請内容を十分に把握している方がお越しください。</li> <li>申請書類を提出した後、補正指示を受ける前に書類を追加で提出することは、審査の混乱を招くため、ご遠慮ください。</li> <li>「写し」としている書類について、原本を提出することはご遠慮ください。原本に毀損等が生じた場合に、県では責任を負いかねます。</li> <li>審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げになるような行為があった場合は、直ちに審査を中止し、退席していただくことがあります。</li> <li>申請書類提出の遅れに起因する経営事項審査の有効期限切れにご注意ください。また、申請の遅れに起因する諸問題について、県では責任を負いかねます。</li> </ul>

- 結果通知書発行時期等を含む審査進捗状況の確認、結果通知書の送付を急いでほしい等の問合せ・要望については、審査遅延の原因になり、円滑な行政手続きの妨げとなるため、お応えできません。
- 特殊経審の審査については事前にご連絡ください。特殊経審の審査については、受付当日は対面による審査を行わず、補正に係る連絡等については後日行います。

## 経営事項審査の改正（令和5年1月1日施行）について（令和5年10月17日更新）

※令和5年10月17日更新

「『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』の新設」について

- 「経営事項審査申請書 郵送前確認票」に確認資料17として追加（その他、注意点や手引き該当頁等を追加）
- 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）」を掲載
- 「確認資料（令和5年1月1日施行分）」の、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を更新（その他、電子専校証の取り扱いについて追加）

経営事項審査の改正（令和4年8月15日公布）に基づき、令和5年1月1日から申請様式等が変更となります。令和5年1月1日以降の申請は、次の様式をご利用ください。

### 経営事項審査申請書

- [経営規模等評価申請書・経営規模等評価申請書・総合認定値請求書（様式第二十五号の十四）](#)（PDF：1.123KB）（令和5年1月から）

※ 変更はその他の審査項目（社会性等）のみです。

（変更箇所）

「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」の新設

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況（えるぼし認定）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況（くるみん認定）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況（ユースエール認定）

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の新設

「建設機械の保有状況」の対象の拡大

「エコアクション21の認証の有無」の追加

### その他様式

- [経営事項審査申請書 郵送前確認票（令和5年10月17日版）](#)（エクセル：28KB）（令和5年1月から）  
→ 様式を一部変更しました（[こちら](#)に掲載している新様式をご利用ください）。

※赤字は今回更新箇所

- [建設機械の保有状況一覧表（令和5年1月1日版）](#)（エクセル：36KB）（令和5年1月から）
- [建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）](#)（エクセル：19KB）

### 確認資料

- [確認資料（令和5年1月1日施行分）](#)（令和5年10月17日更新）（PDF：290KB）

令和6年度 経営事項審査対面受付 受付日（令和6年8月～令和7年3月予定）

 オレンジの網掛けの日が受付日

※ 金曜日は申請者代理人（行政書士）による申請の受付日とさせていただきます。  
申請者本人による申請をご希望の方は、火曜日にお越しください。

令和6年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
	5	6	7	8	9	
		10	14	15	16	
	19	20	21	22	23	
	26	27	28	29	30	

令和6年9月

日	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	6	
	9	10	11	12	13	
		17	18	19	20	
		24	25	26	27	
	30					

令和6年10月

日	月	火	水	木	金	土
			2	3	4	
	7	8	9	10	11	
		15	16	17	18	
	21	22	23	24	25	
	28	29	30	31		

令和6年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
		5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	

令和6年12月

日	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	6	
	9	10	11	12	13	
	16	17	18	19	20	
	23	24	25	26	27	

令和7年1月

日	月	火	水	木	金	土
	6	7	8	9	10	
	13	14	15	16	17	
	20	21	22	23	24	
	27	28	29	30	31	

令和7年2月

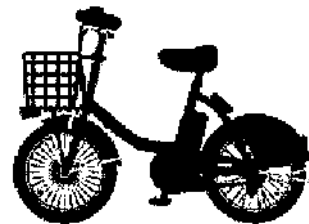
日	月	火	水	木	金	土
	3	4	5	6	7	
	10		12	13	14	
	17	18	19	20	21	
		25	26	27	28	

令和7年3月

日	月	火	水	木	金	土
	3	4	5	6	7	
	10	11	12	13	14	
	17	18	19		21	
	24	25	26	27	28	
	31					

神奈川県行政書士会の裁判外紛争解決手続  
( Alternative Dispute Resolution 略称 ADR )

## 自転車事故で困ったら



神奈川県行政書士会内に設置された調停機関の  
「行政書士 ADR センター神奈川」が、  
裁判によらない紛争解決をサポートします。

自転車同士の  
事故

自転車による  
物損事故

自転車と歩行者の  
事故



# 神奈川県行政書士会の裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution 略称 ADR)

## 外国人が、職場や学校での 様々なトラブルで困ったら

神奈川県行政書士会内に設置された調停機関、  
**「行政書士 ADR センター神奈川」**が、  
裁判によらない紛争解決をサポートします。

～職場・学校における外国人に対する宗教、環境、その他文化的価値の違いに起因する紛争～

### 1 外国人の職場での待遇についての不満

外国人が、たとえば、宗教上の理由により事業者の指揮命令に従わなかったことを契機とする賃金カット等に関する不満から、事業者に対して不払い賃金と慰謝料の支払いを求める場合

### 2 外国人就学者に対するいじめ

たとえば、学校において、慣習、文化的価値観の相違などに基づく誤解、偏見等の原因により、いじめを受けて不登校となった外国人就学者又はその保護者が、学校及び教員に対し、いじめの防止や慰謝料等の支払いを求める場合

### 3 外国人就学者に関する学校クレーム

たとえば、日本語学校において、外国人留学生の退学に際し、月謝前納金が返還されないことにより、日本語学校の重要事項不実告知を理由とする返還を求める場合

# 神奈川県行政書士会の裁判外紛争解決手続

(Alternative Dispute Resolution 略称 ADR)

## ペットに関する様々な

## トラブルで困ったら



神奈川県行政書士会内に設置された調停機関の  
**「行政書士 ADR センター神奈川」**が、  
裁判によらない紛争解決をサポートします。

ペット同士の  
喧嘩

ペットによる  
咬みつき事件  
引っかけ事件

ペットの医療事故  
や環境被害

ペット事業者  
と飼主との  
トラブル

など

**神奈川県行政書士会の裁判外紛争解決手続  
( Alternative Dispute Resolution 略称 ADR )**

# 敷金に関するトラブルで困ったら

神奈川県行政書士会内に設置された調停機関の  
「行政書士 ADR センター神奈川」が、  
裁判によらない紛争解決をサポートします。



原状回復費用に  
関するトラブル

敷金の返還に  
関するトラブル



# 行政書士ADRセンター神奈川は、法務大臣の認証

(認証番号第84号)を取得している調停機関です。



神奈川県内における次の四つの分野の紛争を扱います。

- 自転車事故に関する紛争
- ペットに関する紛争
- 賃貸住宅の敷金返還・原状回復に関する紛争
- 外国人の就労・就学に関する紛争

## <ADRの特徴>

ADR(裁判外紛争解決手続き)は、当事者の話し合いによって紛争事案について合意の成立を目指します。調停の話し合いでは、専門的な経験と所定の研修を積んだ調停人がサポートします。

## <ADRセンターの利用>

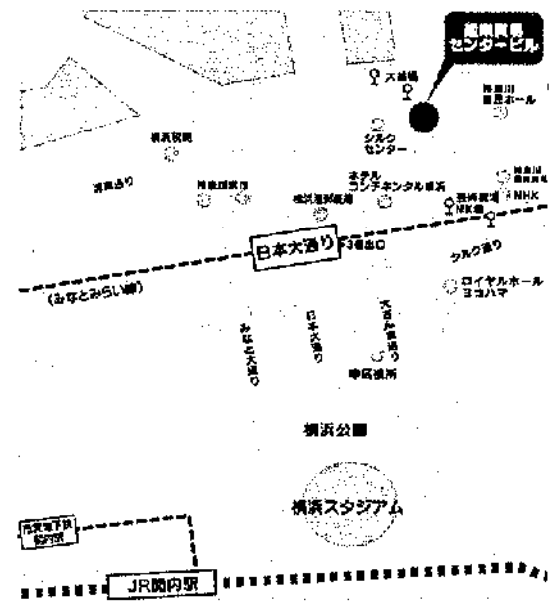
### ◇センターでの相談:

紛争の概要、状況をお伺いし、当センターでの調停の趣旨、費用等についてご説明します。 \*相談は無料です。

### ◇調停の申し込み:

重要事項についての説明をお受けいただき、調停の申込を希望される場合、当センター所定の申込書、資料等提出及び申込手数料が必要となります。

当センター内で審査し、申込が受理され、相手方に通知し応諾された場合、調停開始となります。



### 交通案内

- ・みなとみらい線 日本大通り駅3番出口より徒歩3分
- ・JR京浜東北根岸線 関内駅南口より徒歩15分
- ・横浜市営地下鉄 関内駅1番出口より徒歩15分

## 行政書士ADRセンター神奈川

☎ 045-577-6322

【電話・相談受付】 毎週火曜日、木曜日 午後1時~4時

(12月25日~1月7日、8月12日~18日、祝祭日を除く)

FAX 045-305-4900

事業主体 神奈川県行政書士会

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階

URL: <https://www.adr-gyouseisyoshi.org/>

## 〈企画部〉

### シンポジウム 「高齢社会における成年後見制度の展望」開催について

共催 関東学院大学法学部 神奈川県行政書士会

#### 1. 趣旨

厚生労働省のホームページによると、成年後見制度とは「知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度」と明記されています。

日本は高齢社会を進んでいます。厚生労働省の調査によると、2025年には約471万の認知症の高齢者が存在し、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、約584万人に達すると推計しています。そのほか、知的障害や精神障害の増加も予測されています。その意味で、成年後見制度は重要な取組みになります。

しかし、現時点において、成年後見制度に課題があります。例えば、成年後見制度の利用者数が増加しなかったり（そもそも制度が知られていない）、成年後見に対する各自治体の取組みに差があったりします。

本シンポジウムでは、実践的な観点、学術的な視点から、高齢社会における成年後見制度の課題を踏まえた上で、今後の望ましい展望を検討します。実践と理論の架橋を目指して進めます。

#### 2. 日時・場所

日時 2024年9月7日（土） 13時30分～15時40分（13時30分から会場に入れます）

場所 横浜・関内キャンパス1002教室（JR関内駅南口駅前 徒歩約2分、）

#### 3. 主催・後援

主催 関東学院大学大学院法学研究科・神奈川県行政書士会共催

後援 関東学院大学地域創生実践研究所

神奈川県行政書士会関連団体の後援名義（協議中）

#### 4. 講演会当日の流れ

13時30分 開会 挨拶 関東学院大学大学院法学研究科委員長 大原 利夫

13時35分～14時00分（25分）

基調講演 「成年後見制度の現状と課題」

田後 隆二 神奈川県行政書士会会長

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター理事長

同 神奈川県支部 支部長

14時00分～14時10分（10分） 休憩

14時10分～15時40分(90分)

パネルディスカッション「高齢社会における成年後見制度の展望」

コーディネーター

大原利夫 関東学院大学大学院法学研究科委員長

パネラー

海老原楓 小田原市福祉健康部高齢介護課職員(法学研究科地域創生専攻2年生)

田後隆二 神奈川県行政書士会会長

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター理事長

同

神奈川県支部支部長

岡本祐樹 神奈川県行政書士会理事・総務部長

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部幹事

15時40分 閉会 挨拶 神奈川県行政書士会副会長 大和めぐみ

以上

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・ 講演会名	研修会申込番号：デジタル化推進WG24-01 ＜デジタル化推進ワーキンググループ＞ 「神奈川県デジタル行政について」の研修会
内 容	行政書士周辺でもデジタル化推進が叫ばれるなか、講師に神奈川県デジタル行政担当局長 市原 敬 氏をお招きし、身近な地方自治体である神奈川県のデジタル行政を知り、神奈川県と行政書士との協働について探ります。 －神奈川県のデジタル行政について－ 神奈川 DX 計画 生成 AI の利用ガイドラインなど
日 時	令和6年9月5日(木) 開場：13：30 開始：14：00 ～ 終了：15：30 (予定)
会 場	神奈川県行政書士会 大会議室 (横浜市中区山下町2)
講 師	神奈川県デジタル行政担当局長 市原 敬 氏
費 用	無料
申込期限	令和6年8月29日(木) 午後5時まで (定員に達し次第締め切ります)
対 象 者	神奈川県行政書士会会員及び補助者
定 員	先着順 50名
備 考	会員専用 HP からお申し込みにご協力下さい。 都合により、予告なく講師・講義内容を変更する場合があります。 予めご了承ください。